

リヒテンシュタイン

商標規則

1997年4月1日改正

1997年3月31日施行

目次

第 I 章 総則

- 第 1 条 管轄権
- 第 2 条 期限の計算
- 第 3 条 言語
- 第 4 条 商標の複数の登録者又は複数の所有者
- 第 5 条 代理
- 第 6 条 署名
- 第 7 条 手数料

第 II 章 商標の登録

A. 登録手続

- 第 8 条 登録
- 第 9 条 登録出願
- 第 10 条 商標の複製
- 第 11 条 商品及びサービスの表示
- 第 12 条 工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権
- 第 13 条 展示会に基づく優先権
- 第 14 条 優先権の宣言及び優先権書類に関する共通の規定
- 第 15 条 当初審査
- 第 16 条 方式審査
- 第 17 条 実体審査
- 第 18 条 登録及び追加手数料
- 第 19 条 登録及び公告

B. 商標登録の延長

- 第 20 条 有効期間の満了の通知
- 第 21 条 延長

C. 商標登録の変更

- 第 22 条 譲渡
- 第 23 条 ライセンス
- 第 24 条 商標登録のその他の変更
- 第 25 条 第三者の権利の取消

- 第 26 条 修正
- 第 27 条 申請書の提出，手数料の支払
- 第 28 条 無料の修正

D. 商標登録の取消

- 第 29 条

第 III 章 文書ファイル及び商標登録簿

A. 文書ファイル

- 第 30 条 内容
- 第 31 条 ファイルの閲覧
- 第 32 条 登録出願に関する情報
- 第 33 条 記録の保持

B. 商標登録簿

- 第 34 条 登録簿の内容
- 第 35 条 閲覧，登録簿の抄録，優先権書類

第 IV 章 国家経済局の公告

- 第 36 条 公告の対象
- 第 37 条 公告の定期刊行物

第 V 章 調査

- 第 38 条 同一及び類似の商標の調査
- 第 39 条 特定の人に帰属する商標の調査

第 VI 章 国際商標登録

- 第 40 条 願書の提出
- 第 41 条 国家経済局による審査
- 第 42 条 文書ファイル

第 VII 章 製造者標章

- 第 43 条 製造者標章

第 VIII 章 輸出入措置

- 第 44 条 保税倉庫
- 第 45 条 支援の申請
- 第 46 条 商品の保管
- 第 47 条 手数料

第 IX 章 経過及び最終規定

第 48 条 期限

第 49 条 先使用权

第 50 条 現行法の無効

第 51 条 施行

第1章 総則

第1条 管轄権

- (1) 商標保護法(以下「商標法」という。)に付随する行政・法律的な事項を実施する責任は、国家経済局が直接負う。
- (2) 輸出入に関する措置の扱いに関する管轄権は、留保される。
- (3) 先の商標の所有者が商標法第3条(3)に基づく相対的禁止理由に訴えた場合、国家経済局の管轄権は、共同体商標との同一性又は類似性の評価にも及ぶ。
- (4) ある商標が、商標法第3条(2)の意味する先の共同体商標と同一である又は類似する場合、当該商標は登録から除外されるか、登録された場合は無効を宣言される。
- (5) 先の共同体商標が知られている商品又はサービスとは類似しない商品又はサービスについて商標が登録される又は登録されている場合で、後の標章の使用が、正当な理由なく先の共同体商標の価値の区別又は査定を不当に利用する又は損なう場合にも、上記が適用される。

第2条 期限の計算

商標法又は本規則に定める期限を月又は年単位で計算する場合で、ある月の最終日に通知を受領したか、起算日となる事由が生じた場合、当該期限はそれが終了する月の最終日に満了する。

第3条 言語

- (1) 国家経済局へ提出する情報は、ドイツ語で作成しなければならない。第40条(3)及び(4)(国際登録)に関する権利は留保される。
- (2) 国家経済局は、ドイツ語で作成されていない書証の認証済翻訳文を要求することができ、第14条(3)(優先権書類の言語)の規定に関する権利は留保される。翻訳文又はその認証を要求する通知が送付されたにも拘らずこれらが提供されない場合、当該文書は考慮されない。

第4条 商標の複数の登録者又は複数の所有者

- (1) 複数の当事者がある商標を登録するか、ある商標の所有者である場合、国家経済局はその中の1人又はある第三者を共同代理人に指定するよう要求することができる。
- (2) 国家経済局のかかる要求に対して何れの代理人も指定されない場合は、登録出願又は商標登録簿に記名されている最初の者を代理人とみなす。

第5条 代理

- (1) 商標法又は本規則に関して国家経済局の手續において代理人を指名した者、又は商標法第39条又は本規則第4条(1)に基づき代理人を指名しなければならない者は誰でも、適切な委任状を提出しなければならない。
- (2) 商標の出願人又は商標の所有者で、その者のために商標法第39条に基づき代理人が指名されている者は、登録出願の取下請求及び商標登録の完全取消申請を直接、国家経済局に宛てることができる。

第6条 署名

請求に署名が欠けていた場合，国家経済局からの請求通知後 14 日以内に原本を送付すれば，原本の記入日が認められる。

第7条 手数料

商標法に基づく手数料の賦課に関する規則を定める命令は，商標法又は本規則に基づいて支払うべき手数料について適用される。

第 11 章 商標の登録

A. 登録手続

第 8 条 登録

- (1) 商標の登録には、庁の様式を使用しなければならない。
- (2) 国家経済局は、請求があれば、受領及び登録を認める証明書を登録当事者に送付する。

第 9 条 登録出願

- (1) 登録出願は、次を含まなければならない。
 - (a) 商標登録のための願書
 - (b) 商標を出願する当事者の名称又は会社名及び住所
 - (c) 提出するファイルの一覧及び支払方法を記載した支払済の手数料
 - (d) 商標を登録する当事者又は代理人の署名
- (2) 登録出願には、次を追加しなければならない。
 - (a) 代理人の名称及び住所
 - (b) 優先権宣言(第 12 条から第 14 条まで)
 - (c) 保証標章又は団体標章である旨の記載
 - (d) 出願する標章の種類に応じて、国家経済局が必要とみなすその他の証拠
- (3) 本条に言及する全証拠品の日付は、12 月以上さかのぼってはならない。

第 10 条 商標の複製

- (1) 商標は、図形的に再現できなければならない。
- (2) 図、図 / 文章の商標又は特別な図形を伴う文章の商標の場合は、再現可能な白黒の図 3 部を提出しなければならない。
- (3) ある商標のカラー版について保護が請求される場合は、該当する色又は色の組合せを記載し、当該標章のカラー図 3 部をさらに提出しなければならない。
- (4) 立体商標の場合は、登録出願にこれを注記しなければならない。
- (5) 音響商標の場合は、音符を用いてこれを記述しなければならない。

第 11 条 商品及びサービスの表示

商標が請求される商品及びサービスは、正確に記述しなければならない。

第 12 条 工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権

- (1) 工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約の規定に基づいてなされる優先権の宣言は、次の詳細を含まなければならない。
 - (a) 最初の登録日
 - (b) 本登録がなされた、又は登録の対象であった国
- (2) 優先権書類は、最初の登録に関する管轄当局の証明書で構成され、商標出願又は登録番号を記載する。
- (3) 国家経済局は、商標法第 7 条(2)の規定に基づき、リヒテンシュタイン公国に相互主義の

便宜及び権利を与える国家の一覧を保管する。

第 13 条 展示会に基づく優先権

- (1) 展示会に基づく優先権の宣言には、次を含まなければならない。
 - (a) 展示の完全な説明
 - (b) 当該商標の下で展示される商品又はサービスの表示
- (2) 優先権書類は、商標を付した商品又はサービスが提示された旨を記載した管轄当局の証明書で構成され、さらに展示会の開会日も記載する。

第 14 条 優先権の宣言及び優先権書類に関する共通の規定

- (1) 優先権の宣言は、当該商標の登録後 30 日以内に、また優先権書類は登録後 6 月以内に提出しなければならず、そうしなかった場合、優先権の請求は失効する。
- (2) 優先権書類は、複数の最初の登録に関連することができる。
- (3) 優先権書類は、英語又はフランス語で作成することができる。

第 15 条 当初審査

寄託された登録書類が商標法第 29 条(2)の要件を満たさない場合、国家経済局は書類を完全にするための時期を設定することができる。

第 16 条 方式審査

- (1) 寄託された登録書類が、商標法(第 29 条)が求める詳細又は本規則(第 8 条以降)に含まれる詳細を提供しなかった場合、国家経済局は不足を正す期限を設定する。
- (2) 設定された期限内に不足が正されなかった場合、登録出願は全部又は一部拒絶される。国家経済局は、さらなる期限を定めることができる。

第 17 条 実体審査

- (1) 商標法第 31 条(2)(c)又は(d)に基づく拒絶理由が存在する場合、国家経済局は登録当事者に不足を正すための期限を設定することができる。
- (2) 設定された期限内に不足が正されなかった場合、登録出願は全部又は一部拒絶される。国家経済局は、例外として、さらなる期限を定めることができる。
- (3) 期限を遵守しなかったことにより拒絶された出願の取扱に対して、さらなる処理のための手数料を支払うべき場合がある(商標法第 38 条)。

第 18 条 登録及び追加手数料

- (1) 登録手数料は、前払とする。
- (2) 商標が適用される商品及びサービスの一覧が 3 類を超える商品又はサービスを含む場合、登録当事者は、追加の類ごとに追加手数料(分類手数料)を前払する。国家経済局は、商標が適用される商品及びサービスの国際分類に関する二ス協定の決定に基づいて、手数料を支払うべき類の数を決定する。

第 19 条 登録及び公告

- (1) 拒絶の理由がない場合，国家経済局は商標を登録簿へ記入し，庁の刊行物においてその登録を公告する。
- (2) 公告後，国家経済局は商標所有者に対し，登録簿に記入した詳細を含む登録証を発行する。

B. 商標登録の延長

第 20 条 有効期間の満了の通知

登録満了の 6 月前に，国家経済局は商標の所有者及び代理人に対し，満了日を知らせる書面通知を送付する。かかる通信は，外国へは送付しない。国家経済局はかかる通知の発行を義務付けられるものではない。

第 21 条 延長

- (1) 商標登録の延長出願は，最も早くても有効期間満了の 12 月前から遅くとも満了後 6 月以内に提出することができる(商標法第 10 条(3))。出願は書面により国家経済局に提出しなければならない。
- (2) 前の有効期間の満了時に，延長が発効する。
- (3) 国家経済局は，商標の所有者に対する登録の延長を認める。
- (4) 延長手数料及び該当すれば分類手数料を，登録延長について前払する。
- (5) 延長出願が有効期間満了後に提出された場合は，追加手数料を支払わなければならない。

C. 商標登録の変更

第 22 条 譲渡

- (1) 譲渡の登録出願は，商標の現行の所有者又はそれを取得する当事者が提出しなければならない。次の詳細を含まなければならない。
 - (a) 現行の所有者による公式宣言書，又は商標が取得当事者に譲渡されたことの元となる別の納得できる書類
 - (b) 商標を取得する当事者及び必要に応じてその代理人の名称又は会社名及び住所
 - (c) 部分譲渡の場合は，それについて商標が譲渡された商品及びサービスの表示
- (2) 標章が部分的に譲渡された場合，譲渡された部分の登録の効力は，現行の所有者に存続する標章の部分の登録の効力と同時に消滅する。

第 23 条 ライセンス

- (1) ライセンスの登録出願は，商標の所有者又は使用権者が行わなければならない。次の詳細を含まなければならない。
 - (a) 商標の所有者による公式宣言書，又は所有者が使用権者に商標の使用を許可する旨を記載した別の納得できる書類
 - (b) 使用権者の名称又は会社名及び住所
 - (c) 必要に応じて，ライセンスを排他的ライセンスとして登録する請求

(d) 部分ライセンスの場合は、それについてライセンスが許諾された商品及びサービス又は分野の表示

(2) (1)の規定は、サブライセンスの登録に適用される。使用権者がサブライセンスを許諾する権利を有する旨を証明する証拠も提供しなければならない。

第 24 条 商標登録のその他の変更

商標の所有者による関連の宣言書又は別の納得できる書類により、次の情報も登録する。

- (a) 商標の用益権及び商標の質権設定
- (b) 裁判所及び執行当局が賦課した処分権への制限
- (c) 登録された詳細に影響を与える変更

第 25 条 第三者の権利の取消

商標の所有者からの出願に続いて、第三者に有利に登録された権利の放棄の明白な宣言又は別の納得する書類が提示された場合には、国家経済局はこれらの権利を取り消す。

第 26 条 修正

- (1) 商標の所有者の請求があれば、誤記入は直ちに修正する。
- (2) 国家経済局が見落とした誤りは、同局を通じて訂正する。

第 27 条 申請書の提出、手数料の支払

商標出願の変更又は修正を求める申請は、書面で行わなければならない。所定の手数料を申請書と共に支払わなければならない。同一の商標について複数の変更の登録が必要な場合は、1 件分の手数料のみ支払う。

第 28 条 無料の修正

次の変更は、無料で行う。

- (a) 代理人の最初の指名の登録及び代理関係の取消
- (b) 執行された裁判所判決又は強制措置並びに裁判所及び執行当局が発した処分権の制限に基づく変更
- (c) 文書ファイルにおける変更の通知
- (d) 国家経済局による誤りの場合の修正

D. 商標登録の取消

第 29 条

(1) 商標登録の取消申請は、書面で行わなければならない。部分取消(商品及びサービス表示の減縮)の申請も、書面で行わなければならない。申請書の提出と同時に適切な手数料を支払わなければならないが、全面取消の場合は、手数料は支払う必要がない。

(2) 出願が裁判所の決定に従うものである場合は、決定の写を当該決定が確定した旨の証明とともに提出しなければならないが、手数料は賦課されない。

第 III 章 文書ファイル及び商標登録簿

A. 文書ファイル

第 30 条 内容

- (1) 国家経済局は、寄託され登録された商標ごとに文書ファイルを保管する。これには、登録手続の進捗の詳細、登録の更新及び取消、商標に付随する権利の変更並びにその他の登録の変更を記載する。
- (2) 保証標章又は団体標章に付随する規制も、文書ファイルの一部を構成する。
- (3) 製造又は事業の秘密を開示する書証は、請求により、又は庁自身が分離する。かかる情報の分離は、文書ファイルに注記する。

第 31 条 ファイルの閲覧

- (1) 次の者は、商標登録前に文書ファイルを閲覧することができる。
 - (a) 登録当事者及びその代理人
 - (b) これを寄託した者が寄託した商標における自己の権利を侵害したと主張すること、又はかかる侵害を警告したことを証明する者
 - (c) 商標を寄託した当事者又はその代理人から正式な許可を得たその他の者
- (2) (1)に言及する者は、取り下げられた又は拒絶された登録出願のファイルも閲覧することができる。
- (3) 何人も、登録後に文書ファイルを閲覧することができる。
- (4) 国家経済局は、登録当事者、商標の所有者又は商標を表示する権限を有する者を聴取した後に、分離された書証(第 30 条(3))の閲覧について決定する。
- (5) 文書ファイルは、申請及び手数料の支払により閲覧することができ、写を提供できる。

第 32 条 登録出願に関する情報

- (1) 国家経済局は、手数料の支払をもって、係属中の登録出願に関する情報を第三者に提供する。
- (2) この情報は、商標が後日登録される場合に公告される詳細に制限される。

第 33 条 記録の保持

- (1) 国家経済局は、完全に取り消された商標登録の原本又は写のファイルを、その取消後さらに 5 年間保管する。
- (2) 国家経済局は、取り下げられ拒絶された登録出願の原本又は写のファイルを、その取下又は拒絶からさらに 5 年間、少なくとも登録後 10 年間保管する。

B. 商標登録簿

第 34 条 登録簿の内容

- (1) 登録簿の記入事項には、次の詳細を含める。
 - (a) 登録番号

- (b) 登録日
- (c) 商標の所有者の名称又は会社名及び住所
- (d) 代理人がいれば，その名称及び住所
- (e) 商標の表示
- (f) 商標が請求される商品の表示。商標が適用される商品及びサービスの国際分類に関するニース協定で合意された分類に従い割り当てられた関連の類の順番で，かつ，それを表示する。
- (g) 登録の公告日
- (2) 登録には，必要に応じて次の補足的な詳細も含める。
 - (a) 請求する色又は色の組合せの表示
 - (b) 「三次元」というコメント
 - (c) 「主張される商標」というコメント
 - (d) 「音の商標」というコメント
 - (e) 商標は保証商標又は団体商標である旨の記述
 - (f) 商標法第7条及び第8条に基づく優先権の主張に関する記述
 - (g) 商標の国際登録日及び番号
- (3) 次の詳細も，公告日とともに商標登録簿に掲載する。
 - (a) 商標登録の更新。更新の発効日を記載する。
 - (b) 商標登録の全部又は一部取消。取消理由を記載する。
 - (c) 商標の全部又は一部譲渡
 - (d) ライセンスの付与。該当すれば排他的ライセンスである旨，また部分ライセンスの場合は，ライセンスが付与される商品及びサービス又は分野を記載する。
 - (e) 商標の用益権及び商標の質権設定
 - (f) 裁判所及び執行当局が賦課する処分権の制限
 - (g) 登録済の詳細に影響を与える変更
 - (h) 商標に適用される規則の変更の詳細
- (4) 国家経済局は，公益となるその他の情報を記入することができる。

第35条 閲覧，登録簿の抄録，優先権書類

- (1) 商標登録簿は，閲覧手数料を支払えば，誰でも閲覧することができる。
- (2) 国家経済局は，商標登録簿の内容に関する情報を提供し，手数料の支払を以てその抄録を作成する。
- (3) 国家経済局は，適切な申請書及び手数料を受領した時点で，リヒテンシュタインの最初の登録についての優先権書類を発行する。

第 IV 章 国家経済局の公告

第 36 条 公告の対象

国家経済局は、次を公告する。

- (a) 第 34 条(1)(a)から(f)まで、(2)(a)から(e)までに定める詳細を伴う商標登録
- (b) 第 34 条(3)に定める登録
- (c) 公告が適当と思われる場合は、第 34 条(4)に定める詳細

第 37 条 公告の定期刊行物

第 36 条に言及する詳細は、庁の定期刊行物に公告する。

第 V 章 調査

第 38 条 同一及び類似の商標の調査

申請書及び適切な手数料を受領した時点で、国家経済局は同一の又は類似の商標の調査を実施する。申請書には次の情報を含まなければならない。

- (a) 調査の対象である商標の複製
- (b) 調査されるべき適切な類の商品及びサービスの表示
- (c) 手数料が支払われた証拠

第 39 条 特定の人に帰属する商標の調査

(1) 適切な申請書及び手数料を受領した時点で、国家経済局は特定の人の名義で寄託されている、又は特定の人の名義でリヒテンシュタイン商標登録簿に登録されている商標を調査する。

(2) 申請は、書面で行わなければならない。商標が調査される人の名称又は会社名及び手数料支払の証拠を記載しなければならない。

第 VI 章 国際商標登録

第 40 条 願書の提出

- (1) ある商標の国際登録出願又は国際登録の変更出願は、リヒテンシュタインが商標の国際登録に関する 1891 年 4 月 14 日付マドリッド商標協定第 1 条(3) 又は商標の国際登録に関するマドリッド商標協定の 1989 年 6 月 28 日付議定書第 2 条(1)の意味する原産国である場合には、国家経済局に提出しなければならない。
- (2) 願書は、庁の様式に記載しなければならない。
- (3) リヒテンシュタインがマドリッド商標協定の意味する原産国である場合、商標が適用される商品及びサービスはフランス語で記載しなければならない。
- (4) リヒテンシュタインがマドリッド議定書の意味する原産国である場合、商標が適用される商品及びサービスはフランス語又は英語で記載することができる。
- (5) マドリッド商標協定、マドリッド議定書及び商標法に基づく手数料の賦課に関する命令において構想する手数料の支払は、願書提出時に行わなければならない。

第 41 条 国家経済局による審査

- (1) 国家経済局に提出された願書が商標法(第 29 条)又は本規則(第 8 条以降)の要件を満たさない場合、又は必要物(商標法第 42 条(2))が支払われなかった場合、国家経済局は出願人がその状況を正さなければならない期限を設定する。
- (2) 設定された時期までに瑕疵が除去されない場合、出願は拒絶される。国家経済局は、例外として、別の期限を設定することができる。

第 42 条 文書ファイル

国家経済局は、原産国がリヒテンシュタインである国際登録商標ごとに文書ファイルを保管する。

第 VII 章 製造者標章

第 43 条 製造者標章

- (1) 製造者標章は、明瞭に見えるようにし、恒久的に添付しなければならない。会社の名称又は製造者の商標を、製造者標章の代わりに表示することができる。
- (2) 製造者標章は、リヒテンシュタインの製品についてのみ使用することができる。
- (3) 商標法第 3 条(1)に基づく除外理由は、製造者標章にも適用される。

第 VIII 章 輸出入措置

第 44 条 保税倉庫

税関当局による支援は、商標又は原産地表示が不法に付された商品の輸出入、及びかかる商品の保税倉庫への保管に及ぶ。

第 45 条 支援の申請

(1) 支援申請は、権限のある者が国家経済局に提出しなければならない。緊急の場合には、商標が不法に付された商品を輸入又は輸出することになっている税関に対して直接申請することができる。

(2) 申請は、2 年間有効であるが、これより短い期間についてなされた場合はその限りでない。申請は、更新可能である。

第 46 条 商品の保管

(1) 税関当局が保留する商品は、保管料の支払により税関当局が保管するか、又は申請人の費用で倉庫保管するために第三者に移転される。

(2) 申請人は、保留商品を検査する権利を有する。保留商品を処分する権限を有する者は、検査に立ち会うことができる。

(3) 商標法第 70 条(2)又は(3)に定める期限前であっても、申請人が暫定的差止命令を得ることができないことが証明された場合には、商品を解放する。

第 47 条 手数料

(1) 支援及び保留商品の倉庫保管を求める申請の処理手数料は、税関当局手数料に関する 1984 年 8 月 22 日付命令に準拠する。

(2) 国家経済局は、第 45 条のように申請を受理し処理するための補償を要求する権利を有する。

第 IX 章 経過及び最終規定

第 48 条 期限

国家経済局が定める期限は、本規則の施行により影響されない。

第 49 条 先使用权

(1) 商標が商標法第 76 条に基づき寄託されている場合、当該商標が使用される日を商標登録簿に記入し、公告する。

(2) 当該商標が国際登録された商標である場合、この情報は国際登録が公告される月の末日までに国家経済局に通知しなければならず、商標が使用される日を特別登録簿に記入し、公告する。

第 50 条 現行法の無効

工場及び商業商標の保護並びに商品の原産地表示及び工業商標に関する 1964 年 6 月 15 日付の施行規則(LGBl. 1964, No.39)は、無効とされる。

第 51 条 施行

本規則は、商標法と同時に施行される。